

浜田林業部トピックス(4月号)

TOPICS 1

鳥獣被害対策講演会が開催されました！

4月23日（日）、浜田市旭町の木田まち自治会が主催する「旭町木田地区鳥獣被害対策講演会」に、当センターの新井技師が講師として出席しました。

木田地区はイノシシの被害が激しく、講演会の2週間ほど前にも5頭のイノシシが田んぼに出ていたとのことでした。このようにイノシシ被害の激しい地域であるため、地域住民が被害の実例・防除方法等を学び、知識を深めることを目的に、講演会が開催されました。



講演会の様子



防護柵で被害対策をした農地

鳥獣被害の現状

被害が起こる原因は、野生動物にエサと安心・安全な環境を与えることにあります。管理されずに放置される竹林や果樹の増加により、タケノコや味の良い果実など、人里でエサとなるものが増えています。

また、ヤブや耕作放棄地が増えることで、野生動物にとって安心・安全な環境が作られています。

鳥獣被害対策

被害対策の3本柱は、①野生動物を引き寄せない（誘引物・隠れ場所を減らす）、②農作物を食べさせない（防護柵）、③加害鳥獣を捕獲する（犯人を捕まえる）の3本になります。

①ヤブや耕作放棄地など、動物にとって安心できる場所を減らし、竹林や不要な果樹などを伐採して動物のエサになっているものを減らすことが重要です。

②防護柵によって農作物を防御することも大切です。柵を設置して終わりではなく、設置した後の管理も重要になってきます。

③対策を行っても畑を守り切れない場合には、加害鳥獣の捕獲について市役所に相談してください。

野生動物の捕獲には狩猟免許が必要です。興味がある方は島根県西部農林水産振興センター 林業振興課（0855-29-5604）へお問い合わせ下さい。